第２　清算業務
解散した更生会社の清算人には、本章第３節第２により選任された取締役が就任し、清算人は会社の清算に必要な一切の業務を行う。
なお、清算人の任期は、清算結了までとする。
第７章　弁済に関するその他の事項
第１節　共益債権の弁済
更生手続開始決定の日から平成22年８月31日までに弁済した共益債権および同日現在の未払共益債権の残高は、別表12―１「共益債権支払実績」及び別表12―２「共益債権未払残高表」に記載のとおりである。
未払共益債権及び平成22年８月31日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現金及び営業収益金等をもって随時支払う。
第２節　弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金は、ＯＧＭから分割期日に分割交付金として支払いを受ける金額等によるものとする。
第３節　予想超過収益金の処理
更生計画において予想された額を超える収益金が生じた場合は、その超過部分を運転資金、設備資金及び更生計画による弁済資金に使用する。
第４節　会社更生法167条１項６号に規定する事項
会社更生法167条１項６号に規定する事項は存しない。
第５節　知れている開始後債権の内容
知れている開始後債権は存しない。
（別表１ないし15添付省略）
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６６号
北海道帯広市愛国町基線41番地168
再生債務者　浅間　定充
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月31日から平成23年２月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第６７号
北海道帯広市愛国町基線41番地168
再生債務者　浅間小百合
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月31日から平成23年２月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第２１３号
宮城県亘理郡亘理町吉田字分残35番地22
再生債務者　氏家　民雄
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第３９号
福島市荒井字叭内52番地
再生債務者　阿部　康弘
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月18日まで
福島地方裁判所

平成２２年（再イ）第４７０号
横浜市港北区新横浜３丁目１番地２　ＬＡ．ＰＲＹＬＥ新横浜222
再生債務者　星野　卓也
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第８１号
静岡市清水区押切14番地の２　旭ヶ丘団地５号棟504号
再生債務者　深澤　　光
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月31日から平成23年２月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３７１号
名古屋市港区宝神町字西屋敷1116番地　ドリーム來202号
再生債務者　近藤　貴史
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月28日から平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第９６号
大津市本堅田４丁目28番20号
再生債務者　三好　隆晶
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月14日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第９７号
大津市本堅田４丁目28番20号
再生債務者　三好喜美子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月14日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第４６１号
徳島県阿南市日開野町谷田487番地７　レオパレスエトワール谷田203号
再生債務者　安田　信彦
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月24日から平成23年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１０８９号
大阪府摂津市千里丘３丁目16番１号
再生債務者　アクア．ステーションこと　松浦　宏和
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月24日から平成23年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１２３７号
大阪市城東区関目２丁目18番１―506号
再生債務者　串喝処たけちこと　武智　重市
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月24日から平成23年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第２４９号
堺市堺区海山町２丁116番地１　ファミールハイツ堺Ⅱ番館1510号
再生債務者　泉尾　龍彦
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月28日から平成23年２月14日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１２１号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古286番地　アルモニーＮＡＯ103
再生債務者　田中　　健
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月４日から平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部